

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第38号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
99の5	(略)		99の5	(略)	
99の6	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（実施の場所が2以上の市町の区域にまたがる企業立地又は事業高度化に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第14条第1項の承認</p> <p>(2) 法第15条第1項の承認</p> <p>(3) 法第15条第2項の規定による承認の取消し</p> <p>(4) 法第16条第1項の承認</p> <p>(5) 法第17条第1項の承認</p> <p>(6) 法第17条第2項の規定による承認の取消し</p> <p>(7) 法第23条の規定によ</p>	<p>静岡市 浜松市</p> <p>沼津市 三島市 富士宮市</p> <p>島田市 富士市</p> <p>磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市</p> <p>袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市</p> <p>牧之原市 小山町</p>			

	る報告の要求			
<u>99の</u>	(略)		<u>99の</u>	(略)
<u>7</u>			<u>6</u>	
<u>99の</u>	(略)		<u>99の</u>	(略)
<u>8</u>			<u>7</u>	
(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の静岡県事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の99の6の項(1)の承認については、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例別表第1の99の6の項(2)の承認、(3)の承認の取消し及び(7)の報告の要求については、なお従前の例による。
- 4 改正法附則第4条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例別表第1の99の6の項(4)の承認については、なお従前の例による。
- 5 改正法附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例別表第1の99の6の項(5)の承認、(6)の承認の取消し及び(7)の報告の要求については、なお従前の例による。